

社会経済活動を継続しながら医療を守るための対策期間 Q&A

質問項目	回答																			
1. 総論																				
Q1:期間はいつからいつまでですか。	A1:令和4年9月17日(土)0時から令和4年9月30日(金)までです。																			
Q2:対象区域について教えてください。	A2:沖縄県全域です。																			
2 日頃からの感染対策について																				
Q3:マスク着用をどう考えればよいのですか。	<p>A3: マスク着用は、基本的な感染対策として重要です。一方で、マスクの着用による熱中症のリスクにも気を付けなければなりません。場面に応じてマスクの着脱を使い分けましょう。</p> <p>屋外では、人との距離(2m以上を目安)が確保できている場合や、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。</p> <p>マスクの着用の考え方は以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="582 611 1355 882"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">人との距離を確保できる</th> <th colspan="2">人との距離を確保できない</th> </tr> <tr> <th>会話をほとんど行わない</th> <th>会話を行う</th> <th>会話をほとんど行わない</th> <th>会話を行う</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>屋内</th> <td>必要なし (目安2m以上)</td> <td>推奨</td> <td>推奨</td> <td>推奨</td> </tr> <tr> <th>屋外</th> <td>必要なし (目安2m以上)</td> <td>必要なし (目安2m以上)</td> <td>必要なし (例:徒歩や自転車など、 屋外で人とすれ違うような場合)</td> <td>推奨</td> </tr> </tbody> </table> <p>※夏場において、熱中症防止の観点から、屋外ではマスクを外すことを推奨します(ただし、マスクを外しているときは、できるだけ会話を避け、他人との距離を確保するようお願いします)。</p> <p>※高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用してください。</p>		人との距離を確保できる		人との距離を確保できない		会話をほとんど行わない	会話を行う	会話をほとんど行わない	会話を行う	屋内	必要なし (目安2m以上)	推奨	推奨	推奨	屋外	必要なし (目安2m以上)	必要なし (目安2m以上)	必要なし (例:徒歩や自転車など、 屋外で人とすれ違うような場合)	推奨
	人との距離を確保できる		人との距離を確保できない																	
	会話をほとんど行わない	会話を行う	会話をほとんど行わない	会話を行う																
屋内	必要なし (目安2m以上)	推奨	推奨	推奨																
屋外	必要なし (目安2m以上)	必要なし (目安2m以上)	必要なし (例:徒歩や自転車など、 屋外で人とすれ違うような場合)	推奨																
Q4:保育所・認定こども園等の就学前児のマスクの着用について	A4: 2歳未満の乳幼児のマスク着用は推奨されません。 また、2歳以上の就学前の子どものマスクの着用には注意が必要であり、他者との距離にかかわらず、一律にはマスクの着用を求めてはいません。																			
Q5:県外・離島に出かける際の注意点について	<p>A5:出発前の健康観察を徹底していただき、発熱、喉の痛み、咳、鼻水などの症状がある場合、移動を控えてください。</p> <p>特に、小規模離島においては、感染状況が日々変化します。離島に出発する前には、往来する離島の受入状況について、あらかじめ市町村のホームページで確認をお願いします。</p> <p>7月22日以降は、県外から帰った後のPCR等検査を推奨していませんが、帰沖後に発熱、のどの痛み、咳などの症状がある場合、通勤や外出を控え、医療用の抗原検査キットを活用し陰性を確認するか県のコールセンター(電話番号:098-866-2129)にご相談ください。</p>																			
Q6:PCR等検査とは何か。	<p>A6:PCR検査、抗原定性検査を指しています。</p> <p>①PCR検査等の検査結果有効期限:検体採取日より3日以内 ②抗原定性検査の検査結果有効期限:検査日より1日以内</p> <p>PCR等検査場所一覧は以下をご確認ください。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/pcr-test/free-test/index.html</p> <p>医療用抗原検査キット販売薬局一覧は沖縄県薬剤師会のWebサイト(https://www.okiyaku.or.jp/news?category_id=1)をご確認ください。</p>																			
3 会食や友人との交流																				
Q7:会食の際、特に注意すべきことについて	A7:普段から、会食時に会話する際は、マスクを着用してください。																			

	質問項目	回答
4 ワクチン接種について		
	Q8:「ワクチン接種を最新の状態にする」とはどのようなことか。	A8:ワクチンの効果は時間の経過とともに徐々に低下していくことが示唆されています。所定の接種間隔を経過した後、再度のワクチン接種すれば効果の回復が期待されます。 「ワクチン接種を最新の状態とする」とは、接種によりワクチンの効果をよりよいものにするため、接種回数を現在受けることのできる最新の回数とする趣旨です。 例えば、現在、2回目接種済みの方で、3回目接種を受けることが可能であれば、早期に接種の検討をお願いします。
5 沖縄への来訪を検討している皆様へ		
	Q9:来訪者へのワクチン接種又は検査による陰性確認の要請について	A9:県では、修学旅行で来県される方々を除き、旅行の開始2週間前までにワクチン接種を最新の状態にするか、又は検査で事前に陰性を確認するようお願いしております。 「ワクチン接種を最新の状態にする」については、このQ&AのなかのQ8をご確認ください。 また、検査の有効期限については、このQ&AのなかのQ6をご確認ください。
	Q10:来訪者のための検査体制について	A10:やむを得ず、来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。 詳しくは、以下をご確認ください。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/ukeire/kukoupcr.html
6 事業者向け<飲食店等について>		
	Q11:飲食店等に対する時短要請はありますか。	A11:ありません。
	Q12:飲食店等に対する要請はありますか。	A12:以下の事項にご協力をお願いします。 【感染防止対策認証店・感染防止対策認証店以外の店共通のお願い】 ○同一グループ・同一テーブル原則4人以内、利用を2時間以内とするよう呼びかけ ※ 介助や介護が必要なお客様は、同一テーブル4人以内の対象外となっております。 ※ 結婚式の披露宴等冠婚葬祭のイベントにおいては、同一テーブル4人以内の対象から除外し、その代わり「イベントの開催について」の要請に沿った対応をお願いしています。 【感染防止対策認証店へのお願い】 ○業種別ガイドラインの遵守等、「入店時の検温・手指消毒」「従業員等の安全衛生管理」「十分な換気の確保」など、引き続き、感染防止対策の徹底し、「安全・安心な店」づくりをお願いします。 【感染防止対策認証店以外の店舗へのお願い】 ○感染防止対策の徹底及び「感染防止対策認証制度」の取得推奨
7 事業者の皆様へ		
	Q13:エアロゾル感染とは何か。	A13:エアロゾルとは、空中に浮遊する粒子をいいます。 「エアロゾル感染」とは、ウイルスを含むエアロゾルを吸引することで感染することをいいます。 なお、飛沫感染とはウイルスを含む飛沫が口、鼻、目などの露出した粘膜に付着することにより感染することをいいます。 エアロゾル感染を防ぐ空気の流れ等については、以下をご確認ください。 https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/coronapage/documents/0722kanki.pdf

	質問項目	回答
8 沖縄県感染防止対策認証制度について		
	Q14:認証制度の目的について教えてください。	<p>A14:県内では、新型コロナウイルス感染症の再拡大の波が繰り返し、県民生活や医療現場、産業経済に深刻な影響を及ぼしています。その観点から県民生活と経済活動の接点となる飲食店等の感染症対策を強化することを目的としています。飲食店等における感染防止対策の基準を設け、基準をクリアした店舗に「認証済ステッカー」を付与する認証制度を導入します。まずは、飲食店から巡回指導を始め、その後、順次、認証の対象について、拡大していく予定です。</p> <p>※令和3年9月1日から、宿泊施設に対する感染防止対策認証制度を開始</p>
	Q15:認証の手順について教えてください。	<p>A15:認証のスケジュールについては以下のとおりです。</p> <p>(1)申請書の提出</p> <p>(2)申請書が提出されましたら、事務局から申請者へ、申請内容の確認及び実地調査に係る日程調整等の連絡をいたします。</p> <p>(3)県の委託を受けた調査員が感染防止対策に係る基準に沿って実地調査を行います。</p> <p>(4)上記の基準を満たしていることが認められれば、認証ステッカーを交付します。</p> <p>認証ステッカーは後日の郵送となります。</p> <p>詳細は以下をご参照ください。 https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okininsho.html</p>
9 その他の対応		
	Q16:ホテル又は旅館は、集会の用に供する部分に限り、営業時間短縮や人数制限の協力を依頼するとなっておりますが、集会の用に供する部分以外の宿泊スペースについては特段使用の制限を受けないと考えてよいですか。	<p>A16:そのとおりです。宿泊スペースは、使用制限の協力依頼をしていません。</p>
	Q17:小学校休業等対応助成金とはどのような制度か。	<p>A17:厚生労働省の助成金制度で、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、当該労働者に対し、有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主への助成金制度です。</p> <p>具体的な内容は、厚生労働省のリーフレット(QRコード↓)をご確認ください。</p> 
10 問い合わせ先		
	Q18:問い合わせ先について教えてください。	<p>A18:</p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染防止対策認証制度に関すること 「沖縄県感染防止対策認証制度事務局」 電話:050-5526-3041 (受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く)) ●沖縄県対処方針の内容に関すること 「沖縄県感染症総務課」 電話:098-866-2014 (受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く))